平成２３年（フ）第４９号
鳥取県倉吉市関金町堀1748番地２
債務者　森本　敏彦
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６０号
鳥取県東伯郡北栄町下神794番地１
債務者　福田　光延
１　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６１号
鳥取県東伯郡北栄町下神794番地１
債務者　福田　正美
１　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４９３号
広島市佐伯区石内南２丁目６番23号、住民票上の住所広島市安佐北区上深川町676番地の４
債務者　沖田　輝夫
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９４号
広島市佐伯区石内南２丁目６番23号、住民票上の住所広島市安佐北区上深川町676番地の４
債務者　沖田　昌子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６３号
広島市東区尾長東３丁目12番11号
債務者　井崎　政男
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６号
福岡県久留米市津福本町600番地５
債務者　永松　祐介
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５１号
福岡県久留米市三潴町田川751番地６
債務者　馬場　安宏
１　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１号
大分県佐伯市大字霞ケ浦362番地
債務者　島村　由香
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市坂元町60番３号
債務者　本多　信雄
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
福島市大笹生字三島42番地の２
債務者　中野　健一
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
福島県伊達市梁川町桜町６番地
債務者　田川ひろ子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3623番地
債務者　岩下あや子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第７４号
石川県小松市四丁町ハ18番地１、従前の住所石川県白山市宮永市町475番地１
債務者　アート商会こと　小杉　俊之
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３１１号
山梨県甲府市西高橋町65番地　レジデンスサガラＢ―402
債務者　角田八重子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
山梨県甲府市相生１丁目15番11号
債務者　一瀬　　理
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
山梨県甲府市和戸町920番地５―605号
債務者　宮川　隆治
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2971番地２
債務者　中澤　美鈴
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係